

- (旧書式の使用)
- 第三条** この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則** (平成二十二年四月一日財務省令第二九号) 抄
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二十三年三月三十一日財務省令第一三三号)
- この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二十三年九月三〇日財務省令第六六号)
- 1 この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則** (平成二十四年三月三十一日財務省令第三六号)
- 1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則** (平成二十七年三月三十一日財務省令第四一四号) 抄
- 1 この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。
- 2 この省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則** (平成二十九年九月二二日財務省令第五五号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
- 附 則** (令和元年五月七日財務省令第一号) 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。
- 附 則** (令和二年二月四日財務省令第七三号)
- (施行期日)
- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
- 別紙書式**

別紙書式

(第1片)

納 付 書 ・ 領 収 証 書		国 庫 金	子 ども ・ 子 育 て	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (納入者) ※住所 ※氏名 殿 </div>	※令和 年度	年金特別会計 (番号)	内閣府及び厚生労働省所管	
	取扱庁名 厚生労働省子ども家庭局 (番号)			
	子ども・子育て 支 援 勘 定	拠出金収入 雑 収 入	事業主拠出金収入 雑 収 入	事業主拠出金収入 雑 収 入
	※事業主拠出金 百 十 万 千 百 十 円			
	※延滞金			
	※合計額			
注意 1 納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。 2 納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。		納付目的 事業主拠出金 ※ 取立年月 令和 年 月 納付場所 日本銀行本店、支店、代理店 又は歳入代理店	上記の合計額を 領収しました。 (領収日付等)	

◎ この納付書は、3枚1組の複写式となっていますから、3枚とも納付場所に提出して下さい。

(第2片)

領 収 控				国 庫 金		子 ども・子 育 て		
(納入者) ※住所 ※氏名 <div style="text-align: right; font-weight: bold;">殿</div>	※令和	年度	年金特別会計 (番号)	内閣府及び厚生労働省所管				
	取扱庁名			厚生労働省子ども家庭局 (番号)				
	子ども・子育て支援勘定	拠 入	拠 入	事業主拠入金収入	雑 収 入	雑 収 入	事業主拠入金収入	雑 収 入
	※事業主拠入金	百	十	万	千	百	十	円
	※延滞金							
	※合計額							
	納付目的 事業主拠入金 ※ 取立年月 令和 年 月						上記の合計額を 領収しました。 (預収日付等)	

(第3片)

領 収 済 通 知 書				国 庫 金		子 ども・子 育 て		
(納入者) ※住所 ※氏名 <div style="text-align: right; font-weight: bold;">殿</div>	※令和	年度	年金特別会計 (番号)	内閣府及び厚生労働省所管				
	取扱庁名			厚生労働省子ども家庭局 (番号)				
	子ども・子育て支援勘定	拠 入	拠 入	事業主拠入金収入	雑 収 入	雑 収 入	事業主拠入金収入	雑 収 入
	※事業主拠入金	百	十	万	千	百	十	円
	※延滞金							
	※合計額							
	納付目的 事業主拠入金 ※ 取立年月 令和 年 月						上記の合計額を 領収しました。 (預収日付等)	

あて先 歳入徴収官
厚生労働省子ども家庭局長

-
- 備考
- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
 - 2 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
 - 3 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
 - 4 年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
 - 5 ※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
 - 6 年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
 - 7 用紙の下辺は青色で着色すること。
 - 8 住所氏名欄は、左端から2cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横8cmの大きさで設けること。
 - 9 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。
-
-